

専決処分の報告について
(工事請負金額の変更)

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年11月27日提出

那覇市長 知念 覚

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、契約金額の 100 分の 5 以内でその額が 1,000 万円を超えない範囲の契約金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 10 月 23 日

那覇市長 知念 覚

- 1 議決事件名 工事請負契約について
(古蔵小学校屋内運動場及びプール改築工事 (建築))
(令和 5 年 3 月 17 日同意)

工 事 名 古蔵小学校屋内運動場及びプール改築工事 (建築)

契約の相手方

受注者 先嶋建設・小波津組・新建共同企業体

代表者 沖縄県那覇市松山 1 丁目 35 番 2 号
先嶋建設 株式会社
代表取締役 黒島 一洋

構成員 沖縄県那覇市港町二丁目 1 番 6 号
株式会社 小波津組
代表取締役 小波津 英慎

構成員 沖縄県那覇市具志 3 丁目 4 番 20 号 2F
株式会社 新建
代表取締役 ゴルシャニ サルシャレ 仁美

- 2 変更する事項 契約金額

既 決 金 額 848,218,800 円

変更する金額 858,093,500 円